

## 令和4年度磐田市地域包括支援センターの事業計画

- 1 磐田市地域包括支援センター事業運営方針 1～6ページ
- 2 業務詳細計画 7～20ページ
- 3 収支予算書 21～27ページ



令和4年度

磐田市地域包括支援センター事業運営方針

磐田市健康福祉部高齢者支援課

## 【基本的事項】

### 1 背景

本市の総人口は減少傾向にありますが、高齢者人口は令和7年に団塊の世代が75歳以上となり、令和22年にはピークを迎え、高齢化率は32.6%となることが予想されています。高齢者人口の内訳は、令和4年に前期高齢者数を後期高齢者数が上回る見込みで、要介護（支援）認定者数や認知症高齢者数の増加、介護の担い手不足等の背景から、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の役割はますます重要となります。

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画では、「やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり」を基本理念とし、地域住民がお互いに支え合い、高齢者、障がいのある人など、すべての人が、いつまでも可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指しています。その実現に向けて、住民が自ら運動・食生活・社会参加に着目した健康づくりに取り組む環境の整備など、しあわせな最期（健康長寿）を迎えられることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

### 2 方針策定の趣旨

この方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における基本理念・基本目標の実現に向けてセンターの担う役割を明確にするとともに、円滑で効率的な事業の実施に資することを目的とします。

### 3 市の役割

市は、実施主体としてセンター運営について体制整備及び機能強化に努め、適切に関与するため、主に以下の役割を担うこととします。

- ・センターの運営方針の明確化と継続的な評価・点検に関すること
- ・センターの運営体制の確保に関すること
- ・地域ケア会議の運営・総合調整に関すること
- ・生活支援体制整備事業の推進に関すること
- ・在宅医療・介護連携の推進に関すること
- ・認知症施策の推進に関すること
- ・虐待や困難事例等に対する支援、関係機関との連携支援

### 4 介護保険運営協議会の役割

介護保険運営協議会は、センター運営について公正・中立に実施できる者への業務委託や担当地区の設定、センターの事業実施方針等について審議します。市は、介護保険運営協議会に対し、センターの運営状況等を報告し評価・助言を求めます。

## 【事業実施方針】

### I 基本方針

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、地域包括ケアを推進するため、Ⅱ・Ⅲに掲げる事業を一体的に実施し、医療・介護・福祉等の関係機関や多様な社会資源の連携拠点として中核的な役割を担います。

センターに配置する各種専門職は、各々の知識を活かしながら互いに業務の理念や骨子を理解した上で連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えていきます。

### Ⅱ 包括的支援事業

#### 1 センターの運営

##### (1) 総合相談支援業務

###### ① 総合相談窓口としての機能

- ・地域住民の身近な相談先として、高齢者一人ひとりの相談に対し、丁寧かつ迅速な対応を心掛ける。
- ・ワンストップ相談窓口として、相談者に必要な情報を収集及び提供し、適切な機関又はサービスへつなぐ。また、相談内容に応じて継続的な支援を行う。
- ・相談内容について、正確な状況把握や緊急性の判断を行い、関係機関と連携を図る。
- ・継続支援が必要な相談には、十分なアセスメントを行い、支援計画の作成をする。
- ・家族支援の視点を持ち、事前対応を含め関係機関との連携を図る。

###### ② 実態把握のための活動

- ・個別的支援が必要な対象者を訪問し、心身の状況や生活環境等について実態を把握、個別課題（ニーズ）の早期発見・早期対処の支援を行う。
- ・個別課題と地域との関係性を明らかにし、一体的に支援する視点を持って地域アセスメントを行う。

##### (2) 権利擁護業務

すべての支援過程において、常に権利擁護の視点に基づいた支援を行い、緊急性が高い事例には迅速に対応する。普及啓発及び地域支援ネットワークの構築により、権利侵害を未然に防ぐことや権利擁護支援が必要な人の早期発見に努める。

###### ① 成年後見制度の活用

- ・制度の広報活動と利用促進に努める。
- ・関係機関と連携を図り、迅速な対応を行う。
- ・「(仮称)成年後見支援センター」(中核機関)の開設に向けて連携を図り、円滑な運営に協力する。

- ② 高齢者虐待の防止及び困難事例等への対応
  - ・高齢者虐待については、磐田市高齢者虐待対応実務者マニュアルに基づき、迅速な状況把握、市との連携により適切な対応を行う。
  - ・困難事例については、必要な情報収集と適切なアセスメントの上、緊急性の判断、関係機関との連携を図り、ケース会議等で対応を協議する。
- ③ 消費者被害の防止
  - ・必要な情報を収集し、地域の高齢者への情報提供・予防活動を市民相談センター・民生委員児童委員等と協力して行う。
  - ・消費者被害の被害者に対しては、事実確認後、関係機関と連携して救済支援を行う。
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - ① 関係機関との連携体制構築
    - ・医療・介護・福祉のサービス機関を把握し、連携体制を深化させる。
    - ・交流センターや生活支援コーディネーターと地域づくりの連携体制を構築し、地域資源（インフォーマルサービス等）の把握に努める。
  - ② 介護支援専門員に対する支援
    - ・介護支援専門員が相談しやすい環境を整備する。
    - ・ケアプラン会議の活用と地域ケア会議の効果的な実施により、介護支援専門員の資質向上に資する支援を行う。
  - ③ 支援困難事例等への指導・助言
    - 支援困難事例に対し、助言や同行訪問などの支援を行い、介護支援専門員自身が主体的に問題解決能力を高めるための指導・助言を行う。必要に応じて地域ケア会議を活用できるようサポートする。
  - ④ 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携
    - 介護支援専門員の資質向上、支援困難事例への指導助言において連携、協働を図る。
- (4) 介護予防ケアマネジメント業務
  - ① 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
    - ・要支援者、事業対象者の自立に向けて適切に支援する。
    - ・短期集中予防サービスC（いきいきトレーニング・いきいきライフ）事業を効果的に実施する。
    - ・ケアプラン会議の実施に協力する。
    - ・自立支援の理念を踏まえた市民への周知啓発を行う。
  - ② 一般介護予防事業（介護予防・日常生活総合事業）
    - ・新型コロナウイルス感染症の影響及び将来的な介護需要の高まりを見据え、フレイル・介護予防に重点的に取り組む。
    - ・市民への「自助」「互助」を促す介護予防の取組の啓発及び支援を行う。
    - ・健康増進課地区担当保健師や生活支援コーディネーター第2層、交流センターとの連携を図り、地域における介護予防活動の浸透を目指す。

## 2 社会保障の充実分

### (1) 在宅医療と介護連携の推進

- ① 医療・介護の関係機関との連携支援を進める。
- ② 地域住民への普及啓発事業を実施する。

### (2) 生活支援体制整備事業の推進

- ① 生活支援コーディネーターが行う活動へ協力する。
- ② 生活支援体制整備事業（第2層）協議体の運営に関して、小地域ケア会議との連携を図る。
- ③ 新たな地域資源創出（通いの場・居場所・生活支援等）に向けて、キーパーソン等地域資源の把握に取り組む。
- ④ 高齢者の社会参加促進に協力する。

### (3) 認知症施策の推進

- ① 地域住民への普及啓発事業を実施する。
- ② 認知症地域支援推進員の活動に取り組む。
- ③ 認知症初期集中支援チームの活動へ参画する。

### (4) 地域ケア会議の実施

- ① 「磐田市地域ケア会議設置の基本的考え」及び「磐田市地域ケア会議実施マニュアル」により、地域の実情に合わせて実施する。
- ② 個別ケースの検討及び支援を進めるため、個別地域ケア会議を開催する。
- ③ 個別地域ケア会議の積み重ねを通じて、日常生活圏域レベルでの地域課題について整理・解決策の検討を行うため、小地域ケア会議を開催する。

## III 指定介護予防支援事業

要支援1・2の認定者に対して、現在の状態の維持・改善が図れるように利用者や家族と共に目標を定め、自立支援に向けた介護予防プランを作成する。また、利用者のアセスメントを十分に行い、適切なケアマネジメントのもと生活機能向上の実現を目標に掲げて実施する。

包括的支援事業との業務を考慮し、居宅介護支援事業所への再委託を検討し適正なプラン数を担当する。

再委託しているプランについて、3職種が関わり責任を持って担当介護支援専門員に対し指導や支援を行う。また、同法人の実施するサービス利用については、抱え込みとにならないよう細心の注意を払う。

## IV 運営体制

### 1 運営の基本的視点

センターは、以下の3つの視点を持って運営にあたる。

#### (1) 公益性

介護・福祉行政の一翼を担う「公益的機関」であり、公正で中立性の高い事業運営を行うこと。

#### (2) 地域性

地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であり、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行うこと。

### (3) 協働性

各専門職が「縦割り」で業務を行うことなく、業務の理念・基本的な骨格を理解した上で、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行するチームアプローチでの事業運営を行うこと。

## 2 職員の配置

保健師（地域ケア・地域保健等に経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を適正に配置し、3職種が欠ける時期がないこと。

## 3 地域住民への周知

地域住民がセンターの場所や業務内容について理解できるよう、チラシ等の作成・配布を行う。

## 4 個人情報の保護

個人情報は、関係法令を遵守して適正に管理する。訪問者との相談の際は、施設構造に応じてプライバシーへの配慮を適切に行う。

## 5 苦情対応

対応マニュアル等を整備し、誠意をもって対応するとともに記録を残す。また、担当者や責任者を定め、利用者から見やすいところに掲示する。

## 6 人材育成

職員の資質向上を図るため、内外の研修に積極的に参加すると共に、参加しなかった職員に対しても研修で得た知識や情報の共有を図る。

## 7 センターのマネジメント

センター長は、センターのマネジメントを行うと共に、職員全員が目標や年間計画を共有できる体制を整える。また、PDCAサイクルに基づき継続性のある事業計画を策定する。年に1回以上、業務の質に対する中間評価を行い、事業の質の向上に努める。

災害や感染症等の影響により、センター運営が滞らないよう市と連携してBCPを策定する。

## 8 市との連携

センターは、センター長会議等の機会を通じて、市と連携して包括的支援事業の運営に努める。

また、専門職種等の職員で構成する会議等への参加を通して情報交換を進め、課題を共有し、解決に向けて主体的に取り組む。



(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

今年度のテーマ【 地域のもっと近くに、身近な相談所を目指して 】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<p>相談内容は多様化し3職種の専門性を活かしてチームで支援していく。朝のミーティングや月1回の会議で、個別相談でも各人の専門性をいかした意見交換により、より良い対応をチームで見つけていきたい。</p> <p>今年度は今まで城山向陽包括の場所に遠いために、気軽に相談できにくかった向陽地域に、毎週曜日を決めて各交流センターに出張相談会を実施していく。身近な相談場所を作るのと同時に、地域の特性や困りごとを知る良い機会とし、今後の地域活動にいかしていきたい。</p>
実態把握	<p>健康増進課との検討で実施していくのはもちろんのこと、今年から行う出張相談会を行う事で地域と密接に連携し、いままで声を出しにくかった方たちを実態把握につなげていきたい。地道に実態把握をすることで、SOSを出しやすくまた、拾いやすい地域づくりにつなげたい。</p>

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頼れる親族がない身寄りがない方や精神障害を抱えている方の支援について、民生委員など地域の方と情報を共有し見守りを行っていく。判断能力の低下に伴い成年後見制度などが必要な状況になれば、行政や新設される成年後見センターなどと連携をとり制度が活用できるよう対応する。</li> <li>・高齢者支援課と7包括の社会福祉士が協力し、市職員向けの勉強会の実施や、介護支援専門員などへ向けた研修を行い、成年後見制度を周知していく。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待が疑われるケースは各マニュアルに基づき慎重に事実確認し、迅速に初動会議（コアメンバー会議）開催。虐待の有無や緊急性の判断・対応方針の検討を行うとともに、終結を意識した虐待対応を行っていく。</li> <li>・虐待の早期発見のため、地域の民生委員や介護支援専門員とネットワークを構築する。また、エリアの居宅介護支援専門員を対象に虐待対応の勉強会や事例検討会を行う。</li> <li>・困難事例対応について、関係機関から相談を受けやすい体制を整え、個別地域ケア会議などを利用しながら対応方法を検討し支援していく。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害について、情報を収集し注意喚起を行う。相談があった場合には、事実確認を行い消費生活センターなどの関係機関に繋げ、迅速な対応と再発予防を行う。</li> </ul>

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・向陽地区出張相談会</li> <li>・民生児童委員をはじめとする地域の関係団体と顔の見える関係性を構築する。</li> <li>・地域の医療や薬剤師等の多職種・他機関との連携</li> <li>・担当地域の地区社会福祉協議会・生活支援コーディネーターと地域づくりの連携体制を図る。</li> </ul>
----------	--

介護支援専門員に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で介護支援専門員同士の連携がオンライン中心に行われているが状況に応じ感染対策や人数制限等を行い対面式でのネットワーク会議・事例検討会を開催し情報の共有や関係性の構築を図る。</li> <li>・エリア内の包括支援センターが主催する事例検討会では包括センターの社会福祉士と虐待に関する勉強会と事例検討を企画し学ぶ機会を作る。</li> <li>・包括エリア内の主任介護支援専門員の会の活動を支援する。</li> <li>・3 専門職と包括エリア内居宅介護支援事業を訪ね情報の提供や共有を図る。</li> <li>・地域ケア会議を開催し利用者、支援者と介護支援専門員の関係作り、課題の抽出の共有の支援を行う。</li> </ul>
---------------	---

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象者・要支援 1・2の方に対して、日常生活の維持・改善が図れるようご本人・家族の意向確認を行い、自立支援に向けた目標設定の提案やプラン作りに取り組む。又、地域の実情を把握し、必要な支援や情報が提供できるよう努める。</li> <li>・地域の介護支援専門員が自立支援に向けて適切なケアマネジメントが行えるようアセスメント能力の向上につながる研修会を行政・包括共同で企画していく。</li> <li>・一般介護予防事業を積極的に活用するため、情報収集をし、介護支援専門員への情報提供も行っていく。又、コロナ禍で制限があるが普及啓発のため、地域サロンや福祉活動の場に出向き介護予防についてできる限り啓発を行う。</li> <li>・健康増進課地区担当の保健師と「まちの保健室」の案内や地域の健康に対する課題を明確にし、共通認識をしていく。そして、介護予防事業への取り組みや活動に協力していく。地域の方への介護予防等の啓発に努める</li> </ul>
介護予防の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・日常生活自立支援総合事業の趣旨を理解し、利用者にとって生活機能向上の実現に向けた目標を設定し、介護保険ありきではなく、地域活動への参加を常に意識できるよう、コミュニケーションを深め、サービス提供事業所と連携を図りながら目標に向けて取り組んでいく。</li> </ul>

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	<p>認知症を知る活動は小さな単位でも実施していきたい。認知症サポーター養成講座もコロナ感染症予防をしつつ進めていく。見付地区社協での実施を計画してもらっているが、少人数でも地道の知る活動はしていきたい。</p> <p>関心の高い予防を中心に、認知症の正しい知識を知っていただく活動はフォーラム、便り、チラシといろいろな工夫をして行っていく。</p>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<p>今年度もカフェは形を変えて実施していきたい。昨年も好評だった『カフェだより』を季節で発行して、つながりを大事にして関係が切れないようにまた、孤立しないように考えていく。</p>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<p>地域包括ケアシステムで幅広い年齢層の地域住民の方に専門職が連携しながら支えている事や健康の維持・重要性を住民へ伝えていく。昨年はできなかった ACP の講演会も感染症対策をしながら企画していく。</p>
医療・介護の関係機関との連携	<p>コロナウイルス感染状況により展示形式で対応する方向だが、多職種連携によるまちの保健室と医療、福祉、介護の情報発信を実施したい。</p>

## 今年度のテーマ【 『循環』を生むネットワークを作ろう 】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談窓口であることの周知が図れるよう、広報作成や地域との連携講座に積極的に取り組む。</li> <li>・東部地区（御厨、南御厨、田原）への出張相談を開始し、東部地区のニーズ把握と地域との連携を強化していく。</li> <li>・複合課題への対応力を高めるため、他機関の情報収集と連携強化を推進する。</li> </ul>
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者に対する個別訪問からのニーズ把握とともに、民生委員や福祉委員など地域の方々と連携を図り、個別支援が必要な方の情報を吸い上げられるように努める。</li> <li>・個別課題の集約から、地域課題を見出すアセスメントの視点を持つ。</li> </ul>

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見センター開設に伴い、センター職員と協働し普及啓発・相談支援・関係機関との連携・市長申立ての検討や支援への取り組み、必要な方が利用できるよう権利擁護体制の充実を図る。</li> <li>・地域の方への出前講座や、専門職への研修を行う事で、後見制度の利用促進を図る。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的課題のある方への対応を円滑にできる様、他職種との連携をし、虐待対応や困難事例対応を行える対応を整備する。</li> <li>・複数担当制とし、滞りが起きないように対応していく事に加え、随時包括内で事例共有・対応検討の時間を持ち、チームアプローチを実践する。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民相談センター、消費生活センターと意見交換の場をったり、磐田警察署防犯課と連携をとる事で、現状の消費者被害の種別の把握を行い、啓発活動の実践を行う。</li> <li>・収集した情報を、介護支援専門員や地域住民へ、ブログ・広報・出前講座などで注意喚起を発信していく。</li> </ul>

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員、医療機関、介護事業所、地域の関係機関等との連携が図れるように相互の勉強会や交流の場を企画し実施する。</li> <li>・地域の主任介護支援専門員と協働し、活用できる社会資源の情報を収集、まとめ整理することで、社会資源の活用につなげ、ネットワーク構築を進めていく。</li> <li>・地域のサロン活動活性化支援として、事業所や専門職が協力する出前型オレンジカフェ活用を推進する。</li> <li>・BCP（感染症、災害）に基づく職員研修を定期的に行うと共に、他機関との協力体制などを協議し、随時更新していく。</li> </ul>
介護支援専門員に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員が抱える困難事例に対し三職種が協力し、多種多様な問題についての支援方法を検討する。また地域ケア会議などを用いて問題の解決を支援していく。</li> <li>・ケアマネジメントの質を高める為の勉強会・事例検討会などを企画し実施する。</li> <li>・地域資源を活用したケアプラン作成ができるよう、社会資源情報を収集し、介</li> </ul>

	護支援専門員へ情報提供する。
--	----------------

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法を遵守する。</li> <li>・適切なアセスメントの実施に努め、利用者の心身の状況に応じた適切なケアプランを作成し、P D C Aサイクルで支援していく。</li> <li>・利用者が地域の中で生き生きと自立した生活を送れるように、フォーマルサービスの情報だけでなく、居住地域の状況の把握や利用できる社会資源の情報などインフォーマル資源の活用も行う。</li> </ul>
介護予防の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロン、シニアクラブ、福祉委員会、自主グループなどへ出前講座を行い、介護予防やフレイル予防について普及に努める。</li> <li>・健康増進課保健師、生活支援コーディネーターと協力し、介護予防・フレイル予防・認知症予防の普及に努める。</li> </ul>

<認知症総合事業支援業>

住民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民のニーズを基に啓発事業（フォーラム等）を企画し、住民や交流センター、専門職と協働して実施する。</li> <li>・住民による自主グループ活動を支援し、協働してオレンジカフェや居場所作り、啓発講座等実施し、活動状況を広報紙や通信、ブログ等で発信し周知に努める。</li> </ul>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オレンジカフェには、住民ボランティアや専門職へ協力を呼びかけ、感染対策を取りながらより多くの方が参加可能なように、同日2ヶ所開催や会場の工夫を行う。</li> <li>・認知症の方が地域とつながりを持ち、ともに活動できる啓発事業（オレンジカフェ、ラン伴等）を企画し、専門職有志で実行委員を募り協働して開催する。</li> <li>・初期集中支援チームの介入が必要なケースを迅速に支援につなげられるよう、連携に努める。</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動や総合相談から把握した住民ニーズを基に、交流センター講座やサロン等で啓発講座を企画する。</li> <li>・市民相談センターとの協働により、終活ノート活用と関連付けた『ACP』『成年後見講座』等の啓発講座を企画する。</li> </ul>
医療・介護の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発事業の内容に応じて、市民相談センター、サービス事業所、医療機関等と連携を図り、事業の実施とともに相互理解を深める。</li> <li>・住民からは事業所との交流に関する要望が多い。昨年末、エリア内事業所に向けて地域活動への協力に関する意向アンケートを行ったため、今年度はサロン活動活性化などへマッチングを行っていく。</li> <li>・ICTを効果的かつ安全に活用できるよう、職員のスキルを向上させていく。</li> </ul>

(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

今年度のテーマ【複合課題のある世帯を見つける仕掛けを作る】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	南部障害者相談支援センターと一事業所としての連携を深め、地域のワンストップ相談窓口としての役割を継続していく。複合課題がある世帯の支援を毎週 1 回は事例検討や情報共有をしてチームで支援をしていく。課題が重度化する前に支援が開始できるように、精神科等の医療機関、こども・若者相談センター等と繋がりケースと一緒に支援をしていく。
実態把握	日々の総合相談のケースや民生委員、福祉委員やせいかつ応援クラブの会議への参加、サロンの出前講座の協力をしながら地域の実態を把握し、課題を整理していく。行政から抽出された対象者を訪問し課題を抽出、行政と共有し協議する。また対象者のみではなく世帯の様子を確認し、必要時には南部障害者相談支援センターに介入を依頼していく。自治会が把握できていない集合住宅の民生委員、管理人と繋がることのできたので、今年度は包括の周知をしながら隠れた課題やニーズを把握していく。

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	成年後見制度について全職員が制度の活用ができるスキルの向上のため WEB 研修に積極的に参加する。相談の中で迷いが生じている民間の身元保証団体と成年後見制度の活用が上手に活用できるスキルを身に着ける。今年度設立予定の成年後見センターと連携して支援ができる体制を整える。
虐待防止及び困難事例対応	虐待の発見、対応、予防が迅速に行えるように関係機関とのネットワークの構築に努め、必要時は南部障害者相談支援センターと連携する。 意思決定支援の必要性が高まっているため、チームで取り組むことができるようにスキルを身に着け、ケース会議を実施し、利用者が望む生活に近づけるように支援する。
消費者被害防止	磐田市消費生活センター、警察等から地域の実情について定期的に情報収集し、民児協、福祉委員会、高齢者サロン、地域包括支援センターのお便りのコーナーで被害防止の啓発をしていく。また地域の実情についてメール等で居宅介護支援事業所と共有する。被害の相談があった場合は、警察や磐田市消費生活センターと連携し支援する。

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	民児協、地域づくり協議会、地区社協、福祉委員会、せいかつ応援クラブの会議に参加し地域の現状や課題の把握を継続する。長野地区では 12 月に小地域ケア会議を開催できるように今年度実施する中学生以上の住民アンケートや地域の会議からみえた地域の課題について話し合いの機会を準備していく。南地区は小地域ケア会議の開催に向けて地域づくり協議会、社会福祉協議会と話し合い開催の準備をする。
介護支援専門員に対する支援	圏域の主任介護支援専門員と協働し結の会の運営をする。年 3 回事例検討会と BCP の作成についての研修を開催する。また地域のインフォーマルな支援の活用を推進するため介護支援専門員とせいかつ応援クラブが交流する場を作りお互

	いを知る。介護支援専門員が支援困難だと思っているケースについては助言や同行訪問を行い、必要に応じてチームで支援ができるように個別地域ケア会議を開催していく。
--	--

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	利用者のニーズに合わせて、自立支援を念頭に置いて計画書を作成していく。ケアプラン会議では居宅介護支援専門員が利用者の自立支援の目標設定ができるように発言をする。委託のケースは委託先と情報共有をして必要時同行訪問やサービス担当者会議の参加をしていく。
介護予防の取り組み	年1回以上は地区担当保健師と地区サロンへ出向いて、健康維持を目的に百歳体操等の普及啓発をする。コロナ禍で地域住民の活動が減少しているため、総合相談や介護予防ケアマネジメントの訪問時にフレイル予防や体操メニューのチラシを配布し普及啓発をする。

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	高齢者サロンで認知症の話や認知症予防体操を紹介し、交流センター主催の講座では認知症サポーター養成講座を開催し認知症の理解を深める。地域づくり協議会、地区社協、社会福祉協議会、医療機関、キャラバンメイト、地区保健師、南部中学校と協力して認知症フォーラムを開催し文字で学ぶのではなく認知症の症状を体験してもらい、我が事として考えてもらう機会にする。
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	認知症家族交流会を医療機関と一緒に開催し、介護者の意見や情報交換を中心に行いながら、認知症に関する知識を高めるミニ講座を実施し、参加者が繰り返し参加したくなるような会にしていく。チームの介入が必要なケースは認知症初期集中支援チームを立ち上げて支援していく。

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	新しく開院された在宅医療を行っている医療機関の医師に講師を依頼し地域に向けて、セルフケアや主治医を持つことの大切さを伝える内容で講演会を開催していく。訪問看護ステーションを講師に招き地域のサロンでフレイル予防や健康についての講座を開催する。
医療・介護の関係機関との連携	認知症やアルコール等の課題を医療機関に気軽に相談ができるように、南部障害者相談支援センターと共に精神科の医療機関と顔の見える関係づくりをする。在宅医療の医療機関と連携し、訪問診療を利用して在宅介護ができる体制づくりをする。

(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

## 今年度のテーマ【 ツナグ 】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携強化、包括内での情報共有、職員のスキルアップをし、様々な相談に対応できるようにする。</li> <li>・自治会単位での地域のネットワークの連携を深め、より細やかに地域とともに解決できる体制づくりをする。</li> </ul>
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の実態把握及び 80 歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の実態把握を行い、早期にニーズを把握し、対応できるようにする。</li> <li>・特に虫生、万瀬地域の実態把握を、市社協（SC）・健康増進課と連携して行い、課題を明確にし、解決に向けて検討していく。</li> </ul>

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットを利用した啓発や、利用促進に努める。</li> <li>・制度利用の必要性を判断しながら関係機関との連携を図る。利用が必要な場合の申し立て支援をする。</li> <li>・中核機関との連携を図り、啓発や適切な制度利用をおこなう。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磐田市版虐待対応マニュアルに沿って、行政を交えた虐待対応チームとして初動会議を行い、緊急性の判断、支援計画、評価会議を行っていく。</li> <li>・居宅介護支援事業所への啓発と連携をしていく。</li> <li>・民児協やサロン等の機会を活用して、地域への虐待啓発を行い、予防と早期発見に努める。</li> <li>・7 包括社福士会合同でケアメン講座や啓発活動を行う。</li> <li>・複合課題を抱えるケースは、適切なアセスメントの上、支援方法の検討や緊急性の判断を行い、多機関との連携を図り、必要なネットワークを形成し、役割分担をしながら対応していく。</li> <li>・必要に応じて、ケース会議やケア会議を開催し、専門職だけでなく、地域とのネットワークを形成し解決が図れるように努める。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害に関する注意喚起情報が寄せられた際には、豊岡ケアマネ会や民児協等で情報提供し啓発を行う。</li> <li>・最新情報を把握し、消費生活センターとの連携を図る。</li> <li>・交番や郵便局、銀行等へ挨拶まわりを行い、見守りネットワーク事業の協力事業所との連携強化を図る。</li> </ul>

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民児協や福祉委員会、地区社協の定例会に出来る限り参加し、民生委員、福祉委員、生活支援コーディネーター等との連携強化を図る。</li> <li>・豊岡ケアマネ会を通して圏域内の介護支援専門員間の繋がりや、多種の顔の見える関係作りを支援する。</li> </ul>
介護支援専門員に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊岡ケアマネ会を 2 ヶ月毎に開催し、主任介護支援専門員と協働しながら、事例検討会や勉強会を通して介護支援専門員の資質向上やメンタルケアを図る。</li> <li>・地域ケア会議の活用を促し、個別ケースへの対応や、他職種、各関係機関との</li> </ul>

	連携を支援していく。
--	------------

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者、事業対象者の自立支援を意識した適切なケアマネジメントを行う。委託ケースについては定期的なケアプラン確認に加え、地域ケア会議、ケアプラン会議も活用しながら自立支援を意識づけていく。</li> <li>・C事業の周知に努め、活用を促していく。</li> </ul>
介護予防の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病予防、フレイル予防の啓発事業として、第4回ウォーキングを関係機関と連携し実施する。地域の企業や団体の協力も得られるように働きかけていく。</li> <li>・チラシの配布やサロンへの訪問を行い、フレイル予防の周知を図る。</li> <li>・社会参加による介護予防活動として、活動休止中の居場所フラットパークの再検討をする。</li> </ul>

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の予防のため、運動不足の解消・食事の見直し・社会参加について、楽しく学べる場を提供すること、高齢者だけでなく家族で取り組めることを目標に、民間企業と連携して講演会を開催する。</li> </ul>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のキャラバンメイトを増やし、自治会など小さい単位で認知症サポーター養成講座を開催し、地域の理解を促していく。</li> <li>・ごんカフェを年3回開催。認知症本人、家族、地域の方の交流の場としていく。</li> <li>・認知症の人もチームの一員として参加できる新たな居場所を検討する。</li> <li>・支援に結びつかないケースについては、認知症初期集中支援チームを活用し、早期解決が図れるようにする。</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<p>地域住民との意見交換、情報提供できるような交流会や講演会等の機会の企画や、近年はコロナ禍で機会が作れていないサロンやシニアクラブへ参加する機会を出来る限り作り普及啓発に努める。</p>
医療・介護の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な訪問や日頃のケース対応等から各関係機関と繋がりを作り、医療と介護の関係機関・関係者との連携の橋渡しになれるようにする。</li> <li>・昨年度に企画して中止となった磐田病院との介護・医療連携講演会を各関係機関と協働して開催することで、医療・介護の関係機関との連携強化を図る。</li> </ul>



(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

包括の理念 【動く・高める・つながる】

今年度のテーマ【1 総合相談対応の機能強化 2 地域の特徴を活かした地域包括支援ネットワークの構築】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<p>総合相談はセンターの要の業務であり、重要な機能のため、生活を軸として相談内容を的確に把握する。どの職員もファーストタッチの対応を大事にしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験値の異なる職員が対応しても相談の質の担保が図れるようフローを作成。</li> <li>・月1回のミーティングの時間を活用し、ケース検討を行い、相談援助職としての個人のスキルアップを図る。</li> <li>・5つの地域づくり協議会の拠点である、交流センターでの出張相談を行い、支援が必要なケースを把握し支援する。</li> </ul>
実態把握	<p>実態把握対象者の健康観・心身の機能や生活状況の把握に努め、情報提供や支援を行う。また、実態把握から得られた情報を包括内で共有し、介入の必要なケースの対応を検討し支援していく。実態把握から得た課題を整理し、地域ケア会議の機能を活かし検討し、地域づくりに繋げていく。</p>

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関と連携し、成年後見制度の普及、啓発に努める。</li> <li>・成年後見制度等権利擁護支援が必要なケースには関係機関と連携し、その方に必要な支援へつなぎ、その方の意思や生活を守る体制を構築していく。また、ケース支援がスムーズに行えるよう専門職や関係機関とつながり、権利擁護支援ネットワークの構築に努める。</li> <li>・市の終活応援窓口と連携し、任意後見制度や終活等の普及啓発をしていく。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報があった際には包括内3職種での協議を強化し、虐待初動対応について検討する。できるだけ迅速に事実確認ができるよう努める。</li> <li>・マニュアルに基づき関係機関と連携しながら、虐待対応をおこなう。</li> <li>・困難事例については包括内で方針を共有し、統一した対応をしていく。</li> <li>・虐待、困難事例共に、包括における終結を意識して関係機関と連携し、地域ケア会議やケース会議等を活用して、支援体制の強化に努める。</li> <li>・地域の中での早期発見ネットワークや対応のネットワーク（専門職含む）が構築できるよう様々な機関と連携していく。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、消費者被害防止のたよりをつくり、啓発を行う。消費生活センターや警察署生活安全課、防犯協会と情報共有、連携を深める。</li> <li>・たよりを活用し、民生委員や福祉委員等地域で見守りを行っている方やケアマネジャーへ重点的に啓発を行い、ケースの早期発見につなげていく。</li> <li>・事例が発生した場合には迅速に対応し、問題解決のために適切な機関につなげていく。その後、判断力の低下等フォローが必要な場合は支援を行う。</li> </ul>

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊田みんなでつながり隊」活用、専門職や地域資源とのネットワーク構築。</li> <li>・地域ケア会議を活用、地域資源とのネットワーク構築。</li> </ul>
----------	--

別添様式 9

<p>介護支援専門員に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員から相談のあったケースに対して、毎朝ミーティングや月1回包括内事例検討、地域ケア会議等を活用、介護支援専門員を支援する。</li> <li>・アセスメントの視点の習得のため、7包括主任介護支援専門員と磐田ケアマネ会共催「疾患別ケアマネジメントに基づく事例検討会～心疾患」を企画・開催。</li> <li>・圏域内の主任介護支援専門員と共同で、「菜の花の会」を企画・開催。介護支援専門員同士学び合い、ケアマネジメント力の向上を目指す。</li> </ul>
----------------------	--

<介護予防ケアマネジメント業務>

<p>介護予防ケアマネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援事業所としての業務。</li> <li>・委託の居宅介護支援事業所を担当制とし、手続き・プラン等の確認を継続。</li> <li>・市と7包括の主任介護支援専門員と協働で作成した「介護予防ケアマネジメントの流れ」のマニュアルを活用し、業務の統一を図る。</li> </ul>
<p>介護予防の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座や実態把握、地域での会議、活動などの住民が集まる機会を活用し、フレイル予防の啓発やフレイルチェック等を実施することにより、住民が早期にフレイルの状態を把握し、フレイル予防への取り組みに繋がるよう支援を行う。</li> </ul>

<認知症総合事支援業>

<p>住民への周知啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・井通地区にて認知症フォーラム・青城地区、池田地区にて講座の開催。</li> <li>・地域での活動を通して、認知症に関する啓発活動を行い、実情に合わせてサポーター養成を企画・開催する。オレンジシールへの理解、磐田ホットラインへの登録、行方不明者の検索などの理解を呼びかける。</li> <li>・認知症ハンドブックを活用し、窓口相談での情報提供の充実を図る。</li> </ul>
<p>認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談にて物忘れ相談連絡票を活用し、初回相談がスムーズに行えるよう医療機関との連携を図る。</li> <li>・地域での見守りや支援が必要なケースについては地域ケア会議の開催を検討する。</li> <li>・認知症の方を支える家族のつながりが持てるよう、必要とするケースの把握に努め、地域での交流が行える機会を検討、必要に応じて開催する。</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

<p>住民への普及啓発</p>	<p>あらかじめ将来に備えて、医療・介護だけではなく、日々の暮らしから考えることができ、これからも自分らしく暮らしていくために自分の人生を振り返るきっかけづくりの礎となる様、交流センター講座、まちづくり協議会福祉部の講演会、サロンの出前講座等で、介護の知識、フレイル予防、ACP等の理解を深めていけるよう企画する。</p>
<p>医療・介護の関係機関との連携</p>	<p>様々な状況のステージにおいても、自立支援の視点を持ち、専門職としての力が発揮できることが理想である。事業所内での取り組み、地域の資源の活用等の共有や研修を、豊田みんなでつながり隊を活用していく。個別地域ケア会議、ケース会議等を活用し、ケースのネットワークの構築が図れるようにしていく。</p>

(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

今年度のテーマ【 地域高齢者の世帯(家族)支援と認知症予防フレイル予防に取り組む 】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<p>地域高齢者・家族、ネットワーク先を訪問し相談窓口PRを継続する。</p> <p>相談対応においては、世帯(家族)支援の視点をもって情報収集・アセスメント・課題抽出して支援にあたる。ネットワークを活用して、特に、福祉課・高齢者支援課の各グループ、(市・南部)障害者相談支援センター、こども・若者相談センターと協働して、課題解決に向けての支援体制整備や資源開発への働きかけをしたい。</p> <p>「個別地域ケア会議」が機能する事例には実施。「小地域ケア会議」は、12月と2月に、まちづくり協議会福祉部と第2層の生活支援コーディネーターが中心となり開催、市民や地域高齢者に対して発信できるよう協働していく。</p> <p>また、センター運営が継続して行えるよう、市・他包括と災害・感染症等のBCPについて連携や話し合いをすすめたい。</p>
実態把握	<p>75歳以上の未受診者を対象に訪問中心で実態把握する。未受診者の集団に一定数のセルフネグレクトの対象者とネグレクトの介護者家族が居ることが確認できている。そのことを念頭に置きながら、個々の対象者を丁寧に紹介し見逃さない対応を実践したい。未介入者を減らすよう、職員間で業務調整をしたい。</p>

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<p>成年後見制度の啓発とともに、遺言、任意後見、死後事務委任契約、保証人団体との契約等々、個々の状況や課題にあった総合的な支援を検討する中、成年後見制度の活用をすすめていきたい。また、中核機関の設置に向け、相談機能の役割分担、相談の流れの明確化、三士会との連携など内容の充実に向け全面的に協力をする。</p>
虐待防止及び困難事例対応	<p>昨年度の虐待件数の増加(例年の2~3倍)、生活困窮、多重債務、離婚問題などの背景に、コロナ禍による生活様式の変化の影響か、社会的に孤立した家庭内における課題の深刻化を感じる。総合相談、実態把握、地域からの声など様々な視点からの早期発見や、地域や市、関係機関などチームによる継続した支援による問題解決を図りたい。虐待防止の啓発も継続して行っていく。</p>
消費者被害防止	<p>実態把握や日頃の個別訪問、カフェやサロン・シニアクラブの訪問で、被害実態や被害が疑われる状況の情報収集・注意喚起を実施。また、警察署、交番、消費生活センター、民生委員など関係者や、通所系訪問系のサービス事業所など関係機関と、スムーズな相談や連携した対応を図る。問題解決まで継続フォローを行い、被害の未然防止、早期発見・解決、関係機関と連携して救済支援をしたい。</p>

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	<p>今まで以上に地域の社会資源(インフォーマルサービス)の継続把握・連携強化、医療・介護・福祉・司法(弁護士、司法書士、社会保険労務士、行政書士など)、金融機関などの関係機関とネットワークづくり・活用強化を実施する。住まい・就労・介護離職(介護者支援)の関係機関とのネットワーク構築に力を向けたい。</p>
----------	--

別添様式 9

<p>介護支援専門員に対する支援</p>	<p>居宅訪問や、個々の介護支援専門員と関わる時間を増やし信頼関係の構築に努める。対応が困難と感じているケースに対しては、必要時同行訪問を行い、現状把握し介護支援専門員とともに解決方法を検討する。状況により必要な機関等の紹介や個別地域ケア会議につなげていく。</p> <p>コロナ禍でも介護支援専門員同士の連携や、介護支援専門員の資質向上を目指し技術面の底上げを目指し、オンラインを活用した事例検討会や研修を開催し、それらを通してネットワークづくりをしていく。</p>
----------------------	--

<介護予防ケアマネジメント業務>

<p>介護予防ケアマネジメント</p>	<p>介護予防支援とケアマネジメント A は直接担当と並行して、業務委託していく。介護保険サービスの利用のみで要支援者、事業対象者を支援するのではなく、地域の社会資源の活用をしながら自立に向けた適切な支援計画ができるよう、介護支援専門員に提案していく。磐田市のケアプラン会議については、委託ケースを担当する介護支援専門員に対して伴走支援を行う。</p>
<p>介護予防の取り組み</p>	<p>コロナウイルス感染拡大防止により外出・交流を控える地域高齢者に対して、体力づくりやフレイル予防の周知啓発を図る。その具体的な方法だが、竜洋交流センター・地域保健師(健康増進課)・生活支援コーディネーターと竜洋包括で「介護予防活動(ノルディック・ウォーク)の推進」を昨年に引き続き実施したい。9月東地区(交流センター)、10月西地区(ウェルカフェ)、12月北地区で体験会を開催、地元の白羽ノルディック・ウォークの会での継続実施につなぎたい。</p>

<認知症総合事支援業>

<p>住民への周知啓発</p>	<p>地域住民へ周知啓発する機会として、認知症サポーター養成講座(白寿新人職員・福祉委員など)、11月交流センター講座、11月ふれあいまつり竜洋での「認知症に関する体験会」などを予定している。カフェ・サロン・シニアクラブでは「認知症の予防と共生」についての出前講座を予定。</p>
<p>認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり</p>	<p>認知症相談支援体制の充実として、認知症の人と家族を含む高齢者カフェ「ウェルカフェ」「ふれあいカフェ」「(北地区)カフェ」を民間団体・事業所と共催で年間通して実施する予定である。介護者支援(家族会)についても検討したい。</p>

<在宅医療・介護連携推進事業>

<p>住民への普及啓発</p>	<p>地域住民へ在宅医療・介護の必要性を普及啓発する機会として、5月交流センター終活応援講座、7月交流センター介護講座、9月交流センターで10月西地区で12月北地区で介護予防講座を開催予定している。カフェ・サロン・シニアクラブでは終活(ACP 関連含む)について出前講座を予定。</p>
<p>医療・介護の関係機関との連携</p>	<p>担当地域の開業医(医院・歯科医院)・薬局・接骨院(針灸マッサージ含む)・居宅・在宅介護事業所・施設介護事業所などに、竜洋包括から地域住民の居場所・通いの場や消費者被害・権利擁護関連・ACP 関連などの情報提供をするとともに、医療・介護の連携を図るために「竜洋包括の定期便」を再開したい。</p>

(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

今年度のテーマ【 小さい集団への働きかけ ～歩こう！話そう！笑おう！～ 】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<b>多様な相談に対応できる連携体制の強化</b> 福祉課・その他関係機関と連携し、多様化している総合相談を相談者の気持ちに寄り添い支援する。包括内でのケース共有を毎朝のミーティングや週1ミーティングで行い、支援の方向性を協議できる体制づくりに努める。
実態把握	<b>多面的な視点での個別課題と地域ニーズの把握</b> 健康状態不明者に対し、未受診となっている背景を多面的にとらえられるように、背景や課題を見つける。昨年度包括内で作成した聞き取りチェック表を利用しフレイル予防への気づき、また、社会資源や医療機関、健診などについて情報提供ができるようにする。

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<b>連携体制の構築</b> 今年度開設される中核機関とスムーズに連携できる体制づくりに協力し、必要に応じてスムーズな支援ができるよう努める。
虐待防止及び困難事例対応	<b>課題解決を目指した対応力の強化</b> 高齢者虐待についてはケアメン講座や各機関への講座を通じての啓発に力を入れ、福祉課や他機関と連携し終結を意識した対応を行う。 困難事例は、地域ケア会議等を活用し包括内外とのチーム体制を作り課題解決できるよう努める。地域課題を2層SCと共有し必要な資源をともに考える。
消費者被害防止	<b>市民への啓発と関係機関との連携強化</b> 市民相談センターや磐田市防犯協会等との連携体制を強化し、市民への啓発を活発に行う。

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	<b>関係機関との協働体制の構築</b> 地域の社会資源の活用を促進するために、2層SCや福田の福祉を推進する会等と定期的な情報共有の場を設ける。また、既存の社会資源を有効活用できるよう働きかける。
介護支援専門員に対する支援	<b>適切なケアマネジメントの実施</b> 適切なケアマネジメントが行えるよう、地域の主任介護支援専門員を中心に定期的な研修会の場を設ける。また、ケアマネジメント上の課題解決に向けて、相談機能を充実させる。

## ＜介護予防ケアマネジメント業務＞

介護予防ケアマネジメント	<p><b>自立支援を意識したサービスの利用を支援する</b></p> <p>個々の特性に応じ、ICF の視点に基づきケアマネジメントを実施、自立を導き出し生活目標につなげる。また、短期集中トレーニングが自立支援の効果的な事業につながるように、事業所と連携をとりながら進める。</p> <p><b>委託ケースの支援</b></p> <p>初回相談から途切れることのないように委託先への情報提供・共有をスムーズに行う。</p>
介護予防の取り組み	<p><b>フレイルへの気づき・予防の啓発</b></p> <p>活動量の低下や外出機会・交流の場への参加が減少するなど、フレイルへのハイリスク状態の高齢者の増加が予想される。サロンなどの出前講座へ出向くだけでなく、包括だよりなどを通してフレイル予防への意識が高められる働きかけを行う。また、介護予防につながる通いの場の活動状況について随時把握し、提供できるようにする。</p>

## ＜認知症総合事業支援業＞

住民への周知啓発	<p><b>認知症サポーター養成講座の開催・認知症理解の啓発</b></p> <p>幅広い年齢層の方に講座の必要性を理解してもらえるように働きかける。認知症について偏見のない理解者を増やせるように、サポーター養成講座の形式にこだわらず、講座の開催、啓発をしていく。</p> <p><b>認知症フォーラムの開催</b></p> <p>関係団体（福田の福祉を推進する会）と協力して開催する。また、定期的に高齢者が集う場所（買い物場やサロン等）においても開催する。</p>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<p><b>認知症カフェの開催・支援</b></p> <p>ふくでオレンジメイトや専門職と協力し、認知症の当事者、家族、地域住民が集い、交流できる場を目指す。昨年度までのカフェ開催に加え、エリア内の各所での新たなカフェ開催を定期的にする。</p>

## ＜在宅医療・介護連携推進事業＞

住民への普及啓発	<p><b>交流センター講座の開催</b></p> <p>「人生のしまい方」を住民が自ら考えられるよう、終活ノートの実践についての講座を開催する。また、医療機関や介護支援専門員と協力し、終活ノートの普及啓発に取り組む。</p>
医療・介護の関係機関との連携	<p><b>お互いの役割を知る</b></p> <p>昨年度からの継続で、関係機関との座談会を開催し、お互いの業務を理解することで、多職種協働での支援や、チームアプローチがスムーズに行えるよう努める。</p>

## 令和4年度 城山向陽地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	35,265,000
介護予防支援費	5,677,000
介護予防ケアマネジメント費	10,543,000
合計	51,485,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	33,380,000	28,358,000	5,022,000	職員の賃金(通勤費を含む)
共済費	4,551,000	3,867,000	684,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	40,000	30,000	10,000	講師などへの謝礼
旅費	50,000	35,000	15,000	出張のための交通費
消耗品費	350,000	280,000	70,000	事務用品等
燃料費	300,000	250,000	50,000	ガソリン代等
食糧費	20,000	15,000	5,000	カフェ運営費等
印刷製本費	250,000	185,000	65,000	外注印刷、コピー等
光熱水費	200,000	180,000	20,000	電気・ガス・水道
修繕料	150,000	150,000	0	自動車車検、修繕
通信運搬費	650,000	575,000	75,000	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	180,000	180,000	0	車両保険
委託料	10,199,000	30,000	10,169,000	保守点検・ケアプラン作成委託料
使用料及び賃借料	700,000	675,000	25,000	駐車場代・リース料等
備品購入費	250,000	250,000	0	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	100,000	90,000	10,000	研修の負担金・協会等回避
公課費	35,000	35,000	0	自動車税
その他経費	80,000	80,000	0	上記以外の経費
合計	51,485,000	35,265,000	16,220,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和4年度 中部地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	30,258,000
介護予防支援費	10,900,000
介護予防ケアマネジメント費	3,800,000
合計	44,958,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	27,150,000	24,500,000	2,650,000	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	4,955,000	3,550,000	1,405,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	10,000	10,000	0	講師などへの謝礼
旅費	4,000	3,000	1,000	出張のための交通費等
消耗品費	230,000	200,000	30,000	
燃料費	110,000	80,000	30,000	ガソリン代等
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	220,000	200,000	20,000	印刷(コピー)
光熱水費	70,000	60,000	10,000	
修繕料	80,000	70,000	10,000	修繕(自動車車検)
通信運搬費	632,000	530,000	102,000	郵便代・電話代・インターネット接続
保険料	68,000	55,000	13,000	
委託料	10,320,000	20,000	10,300,000	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	580,000	500,000	80,000	リース料
備品購入費	170,000	150,000	20,000	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	85,000	70,000	15,000	研修の負担金、協会等会費
公課費	14,000	10,000	4,000	税金等
その他経費	260,000	250,000	10,000	上記以外の経費
合計	44,958,000	30,258,000	14,700,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。



## 令和4年度 南部地域包括支援センター収支予算書

### 【収入】

(単位：円)

科目	合計金額
市委託料	20,044,000
介護予防支援費	2,575,000
介護予防ケアマネジメント費	4,131,000
合計	26,750,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

### 【支出】

(単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	17,049,000	12,786,750	4,262,250	
共済費	2,734,000	2,050,500	683,500	
報償費	0	0	0	
旅費	30,000	22,500	7,500	
消耗品費	36,000	27,000	9,000	
燃料費	36,000	27,000	9,000	
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	58,000	43,500	14,500	
光熱水費	75,000	56,250	18,750	
修繕料	0	0	0	
通信運搬費	300,000	225,000	75,000	
保険料	175,000	131,250	43,750	
委託料	5,698,000	15,000	5,683,000	
使用料及び賃借料	6,000	4,500	1,500	
備品購入費	0	0	0	
負担金等	18,000	13,500	4,500	
公課費	516,000	387,000	129,000	
その他経費	19,000	14,250	4,750	
合計	26,750,000	15,804,000	10,946,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和4年度 豊岡地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	19,944,000
介護予防支援費	2,816,730
介護予防ケアマネジメント費	2,011,950
合計	24,772,680

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	18,390,776	15,999,976	2,390,800	4名分職員の賃金通院費含む
共済費	3,055,679	2,658,443	397,236	社会保険などの事業所負担
報償費	0			
旅費	0			
消耗品費	0			
燃料費	167,200	145,464	21,736	ガソリン代
食糧費	0			
印刷製本費	154,394	134,323	20,071	印刷(コピー)
光熱水費	57,973	50,437	7,536	水道光熱費
修繕料	217,000	188,790	28,210	修繕(自動車車検)
通信運搬費	273,744	239,723	34,021	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	33,750	29,363	4,387	自動車保険等保険料
委託料	1,790,052		1,790,052	ケアプラン作成委託料
使用料及び賃借料	72,726	63,272	9,454	リース料
備品購入費	0			
負担金等	90,929	79,109	11,820	研修の負担金、協会等会費
公課費	14,400	12,528	1,872	税金
その他経費	454,057	342,572	1,211,485	上記以外の経費
合計	24,772,680	19,944,000	5,928,680	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和4年度 豊田地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	30,158,000
介護予防支援費	3,700,000
介護予防ケアマネジメント費	7,300,000
合計	41,158,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	25,500,000	20,400,000	5,100,000	
共済費	4,500,000	3,600,000	900,000	
報償費	50,000	50,000	0	
旅費	100,000	50,000	50,000	
消耗品費	340,000	240,000	100,000	
燃料費	120,000	60,000	60,000	
食糧費	30,000	30,000	0	
印刷製本費	500,000	350,000	150,000	
光熱水費	45,000	45,000	0	
修繕料	250,000	130,000	120,000	
通信運搬費	700,000	300,000	400,000	
保険料	84,000	44,000	40,000	
委託料	7,300,000	0	7,300,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	
備品購入費	200,000	200,000	0	
負担金等	250,000	150,000	100,000	
公課費	72,000	72,000		
その他経費	1,117,000	937,000	180,000	
合計	41,158,000	26,658,000	14,500,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和4年度 竜洋地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	20,044,000
介護予防支援費	7,297,000
介護予防ケアマネジメント費	2,568,000
合計	29,909,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	15,840,000	14,572,800	1,267,200	職員4名の本俸、手当、賞与等
共済費	3,121,000	2,871,300	249,700	社保料、退職金共済掛金等
報償費	0	0	0	
旅費	10,000	10,000	0	研修時旅費
消耗品費	330,000	297,000	33,000	事務用品、衛生物品等
燃料費	190,000	171,000	19,000	公用車両2台分の燃料費
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	250,000	225,000	25,000	複合機のカウンタ料等
光熱水費	70,000	63,000	7,000	支所の面積案分による
修繕料	190,000	171,000	19,000	車両の車検費用等
通信運搬費	370,000	333,000	37,000	電話代、切手代等
保険料	135,000	121,500	13,500	車両任意保険、賠償責任保険
委託料	8,280,000	533,400	7,746,600	
使用料及び賃借料	280,000	252,000	28,000	複合機のカウンタ料等
備品購入費	150,000	135,000	15,000	PC購入費用
負担金等	210,000	189,000	21,000	研修参加費、入会団体会費等
公課費	50,000	45,000	5,000	自動車税等
その他経費	60,000	54,000	6,000	
合計	29,536,000	20,044,000	9,492,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和4年度 福田地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	20,044,000
介護予防支援費	3,500,000
介護予防ケアマネジメント費	5,200,000
法人繰入金	1,163,000
合計	29,907,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	18,587,000	15,624,000	2,963,000	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	3,152,000	2,616,000	536,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	15,000	13,000	2,000	講師などへの謝礼
旅費	29,000	25,000	4,000	出張のための交通費等
消耗品費	126,000	105,000	21,000	
燃料費	119,000	99,000	20,000	ガソリン代等
食糧費	20,000	17,000	3,000	
印刷製本費	28,000	24,000	4,000	印刷(コピー)
光熱水費	90,000	75,000	15,000	
修繕料	0	0	0	修繕(自動車車検)
通信運搬費	569,000	473,000	96,000	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	0	0		
委託料	6,000,000		6,000,000	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	1,054,000	875,000	179,000	リース料
備品購入費	0	0	0	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	2,000	1,000	1,000	研修の負担金、協会等会費
公課費	0	0	0	税金
その他経費	116,000	97,000	19,000	上記以外の経費
合計	29,907,000	20,044,000	9,863,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。